

中国向け輸出食品の 製造等企業登録について

中国政府は、2022年1月1日、中国に輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第248号、以下「新規定」という）を施行しました。これにより中国へ食品を輸出するためには、製造等を行った企業の登録が必要となりました。

品目による登録方法の違い

新規定では特定の品目（7条品目）については製造等を行った企業を日本政府が中国政府に登録することが求められています。

特定品目（7条品目）以外の品目（9条品目）については、企業自らが中国政府に登録することが求められています。

7条品目

日本政府による中国政府への登録

9条品目

企業自らシングルウィンドウにて登録

1. 登録手続きが必要な企業

中国向けに食品を最終製造・加工又は最終貯蔵・保管する施設（企業）（食品添加物、包装材などの食品関連製品の製造、加工、貯蔵企業は除く）

2. 日本政府による中国政府への推薦が必要とされている品目（7条品目）

◆◇◆ 新規定に政府推薦が必要として記載されている品目 ◆◇◆		
肉及び肉製品	ケーシング（腸衣）	水産物
乳 製品	ツバメの巣及びツバメの巣製品	ミツバチ製品
卵及び卵製品	食用油脂及び搾油原料	餡入り小麦粉製品
食用穀類	穀類製粉工業製品及び麦芽	生鮮及び乾燥野菜並びに乾燥豆類
調味料	堅果及び種子類	ドライフルーツ
未焙煎の珈琲豆及びカカオ豆	特別用途食品	保健食品

具体的には中国輸入申告時のHS・CIQコード13桁が国際貿易シングルウィンドウ検索（Product type enquiry）において、輸出国政府推薦が必要とされている農林水産物・食品

3. 企業自ら中国政府への推薦が必要とされている品目（9条品目）

上記2以外の食品

4. 「7条品目」の確認方法

新規規定7条に規定される品目は、**10桁のHS code及び3桁のCIQ code**で構成される製品品目で分類されます。

分類は国際貿易シングルウィンドウ (<https://cifer.singlewindow.cn>) にアカウント作成・ログインすることにより、Product type enquiryで検索、確認することができます。

また、システムログイン前の画面の「Food products and the categories」からも検索が可能です。

シングルウィンドウのメインメニュー **Product type enquiry** をクリックし、Screening conditionsにHS code、Product name、CIQ code等を入力して品目を検索します。

Officially recommended registrationの欄が**Yes**となっているものが政府による推薦が必要な品目(7条品目)です。

Noとなっている品目については9条品目ですので、企業自らシングルウィンドウへの登録を行い、中国当局の承認を受けてください。

The screenshot shows the 'China Import Food Enterprise Registration' interface. The 'Product type enquiry' section is active, displaying a search form and a table of results. The table has columns for Order, HS code, Product name, CIQ code, CIQ name, Product range, Product category, Officially recommended registration, and Remarks. The 'Officially recommended registration' column is highlighted with a red box, and a red arrow points to the 'Yes' value in the first row.

Order ...	HS code	Product name	CIQ code	CIQ name	Product range	Product category	Officially r...	Remarks
1	0201100010	Fresh or chilled meat of carcasses and half-carcasses of endangered wild bovine animals	102	Fresh or chilled meat of carcasses and half-carcasses of endangered wild bovine animals (chilled)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
2	0201100010	Fresh or chilled meat of carcasses and half-carcasses of endangered wild bovine animals	101	Fresh or chilled meat of carcasses and half-carcasses of endangered wild bovine animals (fresh)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
3	0201100090	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carcasses of bovine animals	101	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carcasses of bovine animals (fresh)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
4	0201100090	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carcasses of bovine animals	102	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carcasses of bovine animals (chilled)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
5	0201100090	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carcasses of bovine animals	103	Other fresh or chilled meat of carcasses and half-carcasses of bovine animals (chilled) (less than 30 months of age)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
6	0201200010	Fresh or chilled meat of endangered wild bovine animals with bone in	102	Fresh or chilled meat of endangered wild bovine animals with bone in (chilled)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
7	0201200010	Fresh or chilled meat of endangered wild bovine animals with bone in	101	Fresh or chilled meat of endangered wild bovine animals with bone in (fresh)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
			103	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in (chilled) (less than 30 months of age)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
9	0201200090	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in	101	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in (fresh)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-
10	0201200090	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in	102	Other fresh or chilled meat of bovine animals with bone in (chilled)	Meat and meat products	Beef products	Yes	-

ここで確認します

※中国当局は登録を求める品目のリストを追加、更新、変更しているので、中国向けの輸出食品を製造している皆様は自らが取扱う品目の推薦の可否を適宜確認するようにしてください。

7条品目 (※)

(※) 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づく中国向け輸出水産食品、動植物検疫協議未合意及び放射性物資規制により輸出が出来ない農林水産物・食品を除く。

4-1. 「7条品目」の申請に必要な資料等

① 次のいずれかの書類

- ◎ 食品衛生法に基づく営業許可証
- ◎ 食品衛生法に基づく営業届出を行ったことを示す書類
(食品衛生申請等システム上の営業届出情報閲覧画面の印刷)
- ◎ 条例に基づく営業許可証 (有効なものに限る)
- ◎ 条例に基づく届出書の写し

② 食品衛生監視票の写し

- ◎ 許可業種は有効期間の1年前からのものに限る
- ◎ 届出業種は直近の監視の際に交付されたものに限る

③ 登録手数料

- ◎ 10,400円分の収入印紙を要綱 別添 (別紙様式 1-1 関連) に貼付したもの

④ 別紙様式1-1の申請書及び要綱別紙 (別紙様式 1-1 関連)

以下のHPリンクに記載の別紙様式1~5(WORD)をご利用ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑤ 別紙様式 6

以下のHPリンクに記載の別紙様式 6 を利用・入力し添付してください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑥ 新規定ガイダンス附件4 (下記ア~ウの書類)

- ア) 附件4の書類 (申請カテゴリーに対応する様式(中文) (外部リンク: 中国語) を利用すること
全て英文にて企業(施設)名称、企業(施設)所在地、記入日及び適合性の判定欄を記入する
(登録コード及び「主管当局の確認」列を除く) (word形式)
- イ) 附件4の添付資料 (英文)
- ウ) 附件4の添付資料の目録 (日英)

以下のHPに記載の新規定ガイダンス附件4 * をご参照ください。※2025年3月現在、附件4のファイルがHPに掲載されておりません。入手ご希望の方はお問合せ窓口までお問い合わせください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

⑦ シングルウインドウ入力情報

シングルウインドウへの入力方法は以下のURLをご覧ください。「中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

7条品目

日本政府による中国政府への登録

4-2. 「7条品目」手続きの流れ

申請は「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の取扱要綱」に基づいて農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を通じて申請を行ってください。



- ①申請に必要な資料を添付してeMAFFを通じて申請してください。
- ②審査適格確認後、収入印紙を郵送してください。
- ③農林水産省にて提出された資料を基に要件に適しているか審査し、問題がない施設に対し認定番号を付与します。
- ④申請者は付与された認定番号をLocated Country (Region) Register Numberとしてシングルウィンドウのアカウントを作成し、申請情報を登録します。
- ⑤シングルウィンドウに登録された情報を農林水産省が確認、資料等を添付して中国政府へ提出し、施設登録を要請します。（概ね1カ月毎に実施）
- ⑥中国当局による審査を経て施設の登録が完了するとChina registration No.が付与されます。

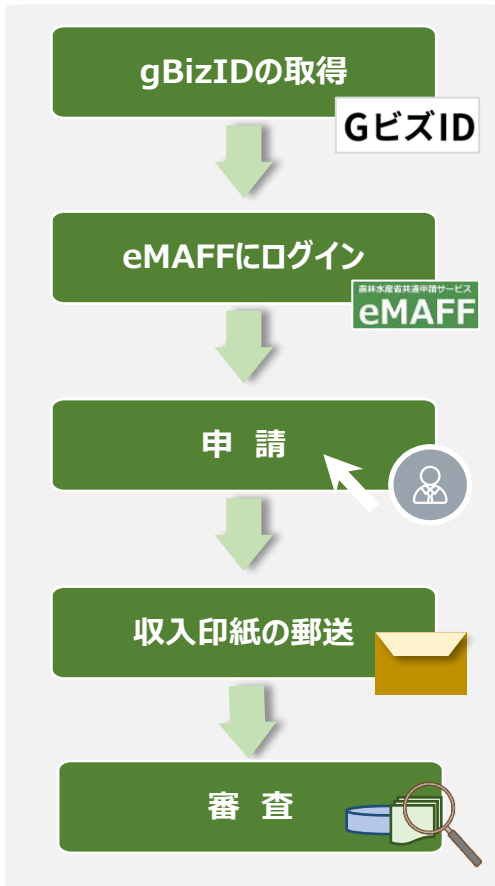
◆◆◆ 下記サイトに詳しい情報が掲載されていますのでご参照ください◆◆◆

- ◎ 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る農林水産省における登録申請受付等について
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2.html>
- ◎ 新規定ガイダンス（仮訳）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku2-1.html>
- ◎ 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法について
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>
- ◎ アジア | 証明書や施設認定の申請 輸出農林水産物・食品（製造等企業登録）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_asia.html#china

7条品目

日本政府による中国政府への登録

4-3. eMAFFによる申請の流れ



- ① eMAFFでのアカウントの取得
eMAFFを利用する為には認証システム（gBizID）の登録が必要です。下記のgBizID（ジービズアイディー）ウェブサイトに掲載されているマニュアルを参考に**gBizIDプライム**を取得してください。
※今回必要なアカウントの種類は「**プライム**」です。
- ② 取得したgBizIDでログインします。初回ログイン時に、利用規約に合意していただく必要があります。
- ③ 操作マニュアルを参照の上、申請を行ってください。
◆操作マニュアル：農林水産省共通申請サービス | eMAFF
- ④ 要綱別添（別紙様式1 関連）に貼り付けたものを送付してください。
- ⑤ 申請に関する各種通知は、電子メールで申請者のメールアドレス宛に送信されます。
各種通知については、操作マニュアルをご覧ください。

マニュアル
掲載先

G Biz ID

<https://gbiz-id.go.jp/top/manual/manual.html>

eMAFF

<https://e.maff.go.jp/Manual>

◎施設の設置者又は管理者である営業者（営業許可証の氏名又は届出所の氏名に一致）が当該許可を受けた、又は届出した施設と対応している施設を申請できます。
当該営業者（代表者）においてgBizIDプライムを取得し申請してください。

◎実際に作業される担当者がgBizIDプライムを取得した営業者（代表者）と異なる場合、担当者gBizIDプライムのマイページ内で作成するgBizIDメンバーIDを取得する必要があります。

◎行政書士等の申請代行者に申請を委任することもできます。代理申請について、詳しくは申請者用マニュアルをご覧ください。

4-4. シングルウィンドウへの登録

農林水産省へ申請後、農林水産省にて提出された資料を基に要件に適しているか審査され、問題が無ければ施設に対し認定番号が付与されます。

申請者は付与された認定番号をLocated Country (Region) Register Numberとしてシングルウィンドウのアカウントを作成し、申請情報を登録します。

シングルウィンドウに登録された情報を農林水産省が確認の上、資料等を添付して中国政府へ提出し、施設の登録を要請します。（概ね1カ月毎に実施）

- ◎ 「中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法」 についての詳細はこちらから↓↓↓

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

※ **中国向け輸出一次食用農産物**の施設の認定手続きにつきましては、要綱の「中国向け一次食用農産物の施設の認定手続き等」を参照ください。

9条品目

企業自らシングルウィンドウにて登録

5. 9条品目の登録の流れ

企業自ら中国政府に登録が求められる品目(9条品目)については、企業が直接、中華人民共和国輸入食品海外製造企業登録管理システム（国際貿易シングルウィンドウ）（以下、「シングルウィンドウ」という。）へ登録申請を行います。

（農林水産省への申請は不要です。）



①アカウントを作成します。

②取得したアカウントでログインし、必要な情報を登録します。

③情報の登録及び必要書類を添付し申請します。

④中国政府（税関）による審査が行われます。

⑤登録番号が付与されます。

◆ 申請はすべて「シングルウィンドウ」のWebシステムで実施します。

アドレス	https://cifer.singlewindow.cn	
使用言語	英語・中国語	
ブラウザ	Google chrome・Microsoft Edge を推奨 ※Internet Explorer では正しく作動しない可能性があります。	
添付ファイル	形式	*.jpg *.jpeg* .gif*.png* .bmp* .pdf
	サイズ	4MBまで

◎ 中国向け輸出食品の製造等企業登録に係る企業自ら中国政府に登録が求められる品目の登録方法の詳細はこちら ↓↓↓

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/kigyoutouroku3.html>

お問合せ窓口

農林水産省では新規定への対応のため、
専用窓口を設け、食品事業者の皆様の申請手続きに対応いたします。

中国向け輸出食品の製造等企業登録 「シングルウインドウ」に関するお問い合わせ

専用窓口(委託先)：一般財団法人新日本検定協会 食品営業グループ

メールアドレス：sk-exportfd@shinken.or.jp

電話番号：045-534-7392

受付時間 (土日祝日・年末年始を除く)	AM 9:00 ~ 12:00 PM 13:00 ~ 17:00
------------------------	-------------------------------------

eMAFFの使用法・操作に関するお問い合わせ

Webフォーム、メール、お電話で共通申請サービスのシステムに関するお問合せをすることができます。なお、申請内容などに関するお問合せについては、申請者用マニュアル第2.08版 5.4 申請に関するお問合せをする P144をご覧ください。

〈農林水産省共通申請サービス問合せ窓口〉

メールアドレス：system-helpdesk@emmaff-ks.jp

電話番号：0570-550-410 (ナビダイヤル)

受付時間 (土日祝日・年末年始を除く)	9:30~17:30
------------------------	------------

※お電話の場合、通話料はお客様負担となります。